

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	特別児童扶養手当事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、特別児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定に従い、認定請求や各種届出の受理、大阪府への進達等の事務を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 特別児童扶養手当にかかる未支払の手当の請求の受理、審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 特別児童扶養手当にかかる額改定請求の受理、審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 特別児童扶養手当にかかる各種届出の受理、審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 特別児童扶養手当にかかる額改定届の受理、審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	特別児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 (情報提供) 情報提供ネットワークによる情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部国民年金課
②所属長の役職名	国民年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報聴室市政情報相談課 06-4309-3123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市民生活部国民年金課 06-4309-3165
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む申請者等の書類は、施錠できる書棚に必ず保管することを徹底する。 ・配偶者や対象児童が他市に住基をおいている場合、マイナンバーの取得が必要となるが、必ず申請者から取得することを徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月15日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成29年9月15日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠		【照会】 番号法別表第二 第66項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第37条) 【提供】 情報提供ネットワークによる情報提供は実施しない	事後	
平成29年9月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成29年9月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
令和2年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年9月1日	I -4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	(情報照会) 番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正による号繰り下げのため
令和7年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条別表第一第46項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	番号法第9条第1項別表66の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月30日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二第66項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	・特定個人情報を含む申請者等の書類は、施錠できる書棚に必ず保管することを徹底する。 ・配偶者や対象児童が他市に住基をおいている場合、マイナンバーの取得が必要となるが、必ず申請者から取得することを徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	5年経過前の再実施による修正
令和7年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	5年経過前の再実施による修正